

災害廃棄物仮置場設置マニュアル

令和 8 年 7 月
浪江町

仮置場設置マニュアル

第1 仮置場の開設準備

1 仮置場の決定

発災後は、あらかじめ検討していた優先順位の高い仮置場候補地の中から、以下のポイントに基づき、実際に使用する仮置場を決定。

(1) 被害状況の確認

- ・災害廃棄物量・必要面積の推計を行い、発生量に応じた面積が確保可能か、確認。
- ・災害により使用不能になっていないか、なるべく現地に行き、周辺道路が通行可能か等、周辺状況も含めて確認。
- ・発災場所（被害が大きい地域）からの距離。

(2) 候補地・候補地周辺の状況の確認

- ・住宅密集地でないか
- ・避難場所の近隣でないか
- ・舗装の有無
- ・接続道路の広さ
- ・他の用途と競合しないか

(3) 仮置場の決定後、使用前の確認

仮置場の閉鎖後は原状復旧が必要となるため、使用前の状況を現地にて確認する。この時、写真撮影等により記録を残しておくことで、災害報告書作成時の資料（第6章3. 参照）となる。

また、仮置場に隣接する土地が民有地の場合は、その民有地の所有者にも事前に連絡しておく等、トラブルを避けるため配慮することも重要。

(4) 仮置場の開設予定に関する広報

仮置場の開設準備と並行して、住民向けに「仮置場を開設する予定であること、開設までの数日間は片付けごみ等の排出を控えること」を周知する。

仮置場の開設予定をあらかじめ周知することで、道路や公園、空き地等は無造作に片付けごみが排出されてしまうことの発生を抑止につながる。

2 仮置場の運営管理方法の決定

決定した仮置場において、開設の準備を行う。実際の被災状況に応じて、以下の事項を決定する。

- ・仮置場での分別区分
- ・分別区分ごとの置場、出入口、車両動線（レイアウト）
- ・仮置場の開設日・開設期間・開場時間

3 運営に必要な人員・資機材の確保

仮置場の運営に必要な人員、資機材等について、実際の被災状況や開設する仮置場の状況に応じて支援協定締結者と協議し、確保する。

職員対応業務については、庁内他部署や民間事業者の支援も得ながら、必要人員・資機材の確保に努めることが重要。

4 仮置場開設に関する関係者への広報

開設する仮置場の情報を、住民をはじめとした関係者へ周知。周知内容・周知方法はあらかじめ検討していたフォーマット（様式）に基づき作成することで、速やかな周知が可能となる。

第2 仮置場の運営・管理

1 仮置場への搬入、仮置場内での選別・保管、処理先への搬出

仮置場の運営管理にあたり、災害廃棄物の仮置場内への搬入、仮置場内での選別・保管、仮置場からの搬出について、それぞれ留意する点等は以下のとおり。

(1) 搬入車両の受付

- ・あらかじめ受付記録簿を作成・印刷しておき、受付係（作業員）が搬入者から聞き取り、または搬入者自身が記入する。
- ・1台の受付に時間を要すると、車両の待機列が長くなり渋滞の原因となるため、あらかじめ車両の待機エリアを設けておく、受付内容を簡略化する等の対応も検討する。
- ・搬入物の確認時は、冷蔵庫（生ごみ）やタンス（生活ごみ）、石油ストーブ（タンク内の灯油）等、中身が入ったまま持ち込まれていないか留意して確認を行う。
- ・イレギュラー対応（受入対象外の品目の持ち込みへの対応、事業者の持ち込みへの対応、町外からの持ち込みへの対応等）は、どのように対応するかあらかじめ検討しておき、受付の作業員間で認識を共有しておく（人によって対応が異なると、トラブルの原因となるため。対応例：石油ストーブのタンク内の灯油はその場で別の容器に移し替えてもらう、農薬は原則受入不可とする等、中でも成分や危険性が判別できないものは必ず受入不可とする等。
- ・各分別品目に番号を振っておくと、受付での案内時に「②番と⑤番に降ろしてください」等、搬入者への説明がしやすく、搬入者側も理解しやすい。

(2) 仮置場内における車両の誘導

- ・仮置場への搬入車両に対し、仮置場内の動線に沿った車両の誘導を行う。この際、搬入車両と搬出車両で動線が分けられていない場合は、場内の搬入車両との錯綜（接触）に留意する。
- ・各分別品目の保管場所付近に分別指導の作業員を配置している場合は、当該品目の荷下ろしを行う車両の誘導を行う。
- ・受付係と適宜連絡を取り合い、受付時の対応と場内誘導の内容が食い違うことのないように留意する（人によって対応が異なると、トラブルの原因となる）。

(3) 分別区分ごとの保管、選別作業

搬入された災害廃棄物の保管、選別作業にあたっては、搬入された災害廃棄物を分別区分ごと

に保管することが基本となりますが、混合状態（可燃系混合物、不燃系混合物として分別区分を設定していた場合も含む）の災害廃棄物はそのままでは処理できないため、仮置場内で重機による選別作業が必要となる。

選別作業にあたっては、レイアウト検討の段階から以下のような点に留意が必要。

- ・重機の作業エリアを確保するかどうか
- ・重機と搬入車との接触を避けるための車両動線を設定する。
- ・重機の作業半径にむやみに作業員や搬入者が立ち入らないよう、区画を分ける。また、選別作業は廃棄物の性状に詳しい人が従事することで、円滑かつ確実に選別を行うことができる。

仮置場内での作業は、安全責任者や作業責任者を配置することも重要。

(4) 仮置場からの搬出

仮置場のパンクを避けるため、仮置場への災害廃棄物の搬入と並行して、処理先への搬出を行う必要がある。

災害時は十分な面積の仮置場を確保できないことも多く、開設後は速やかに災害廃棄物の搬出が必要となるため、搬出先をあらかじめ検討しておく必要がある。

優先的な搬出が望ましい災害廃棄物は、次のようなものが想定されますが、仮置場の状況は日々刻々と変化するため、優先順位もその時々により変わること留意が必要である。

- ・置場の残り容量が少なく分別や受入に支障が生じているもの
- ・腐敗性廃棄物（衛生害虫等の発生防止のため。浸水等により水分を含んだ畳や布団、冷蔵庫の中に残っていた食品等）
- ・木くず等可燃物（火災防止のため）
- ・危険物（火災防止・事故防止のため。ガスボンベ、ストーブの灯油タンク中の油等）

(5) 有害廃棄物、危険物、適正処理困難物等への対応

収集ルートに従って排出するよう住民へ周知することが基本となりますが、仮置場に搬入されてしまった・受け入れざるを得なかった場合は、他の分別区分の廃棄物と混ざらないよう離れた場所に保管し、早期に処理先を確保することが重要である。

表1 各種品目の収集方法や処理方法についての参考資料 品目	出典
有害廃棄物、危険物、適正処理困難物等全般	災害時処理困難物対応マニュアル（環境省中国四国地方環境事務所）
アスベスト	災害廃棄物対策指針 技術資料「技24-14 廃石綿・石綿含有廃棄物の処理」
フロンガス封入機器 （冷蔵庫、空調機等）	災害廃棄物対策指針 技術資料「技24-6 家電リサイクル法対象製品の処理」
その他有害廃棄物、 危険物等	災害廃棄物対策指針 技術資料「技24-15 個別有害・危険製品の処理」

2 搬入・搬出量の管理

(1) 搬入出量管理の必要性

仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量のデータを集計し管理することで、搬入台数の変動の傾向（例：土日・祝日は多くなる）や、仮置場のパンクのおそれ（あと何日くらいで仮置場が満杯になりそうか）を検討することが可能となる。

特に処理・処分先への搬出量は、災害廃棄物処理量の根拠となる情報であり、環境省へ災害等廃棄物処理事業費補助金を申請（災害報告書を作成）する上で必須の情報となる。

(2) 搬入量の管理

仮置場への災害廃棄物の搬入量の管理方法としては、次のような方法があるが、町としては搬入車両の台数から推計する方法を採用することとする。

【搬入車両の台数に基づいて管理する方法】

- ・車両別※の積載量×搬入台数から推計を行う
- ・ポータブル式のトラックスケールを仮置場内に設置し計量する（荷下ろし前後の計量が必要）

【場内の廃棄物から管理する方法】

- ・保管された廃棄物の山の容積を計測（標尺、巻尺等を用いた計測、レーザー距離計を用いた計測、ドローンを用いた計測等）し、これに大よその想定比重を乗じ、前日の計測時からの差（増減量）と既搬出量の和から、1日あたり搬入量に換算する。

(3) 搬出量の管理

仮置場からの災害廃棄物の搬出量の管理方法としては、次のような方法があるが、発生量によってその都度検討し決定する。

【計量を行い管理する方法】

原則は、ポータブルトラックスケールによる計測とするが、発生量が少ないと見込まれる場合には、搬出先の計量結果を採用することも可とする。

- ・搬出先（廃棄物処理施設、資源化施設等）で計量した結果を受領する
- ・ポータブル式のトラックスケールを仮置場内に設置する（積込み前後の計量が必要）

※ 災害報告書の作成にあたっては「災害廃棄物の処理量」が必要となるため、搬出先での計量結果の記録時、災害廃棄物とそれ以外の廃棄物（通常、パッカー車等で搬入される生活ごみ、直接搬入される粗大ごみ等）と、明確に区別されていることが必要。

助金申請を行う際は、災害廃棄物の処理費用の根拠資料となる「災害廃棄物の処理量」の情報が必要となるため、発災初期から記録しておくことに留意する。

なお、ある車両では木くずのみ運搬する等、災害廃棄物の混載を避ける目的で、同一品目の災害廃棄物は同一車両で運搬するようにすると、搬出先（廃棄物処理施設、資源化施設等）での管理が行いやすくなる。

3 災害廃棄物への対応の記録・整理

災害廃棄物は法律上「一般廃棄物」として取り扱われるため、市町村が処理主体となるが、災害廃棄物処理にかかった費用は、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象。

この補助金を受けるためには申請が必要であり、その申請のためには災害報告書を作成し、査定を受ける必要がある。

災害報告書の作成にあたっては、次のような点に留意したうえで、発災初期から様々な記録を残しておくことが必要。特に、査定において合理的な説明ができる根拠となる資料を整理・準備しておくことが重要。

- ・災害が発生した事実を説明できること（降雨量、風速等の気象データに基づき、その災害が補助事業の採択要件を満たしていることが説明できる資料を準備）
- ・被災状況が説明できるよう、写真や地図等を整理しておく（特に発災初期等の状況は、他部署とも連携し記録を残しておくことが重要）
- ・災害廃棄物発生量はどのように推計したのか説明できるようにしておく（被災状況と推計式から、どのように災害廃棄物の発生量を見込んだのか、根拠を明確にすることが重要）
- ・仮置場の管理・運営に使用した資機材、人員配置について合理的な説明ができることが必要（例えば敷鉄板をリースした場合、地面が舗装されていないためのぬかるみ対策であることが説明できるよう、敷設前後の写真を撮影しておくほか、敷鉄板の使用枚数がわかるような図面を作成、またはドローン等により写真を撮影しておく）

第3 安全管理

1 環境保全対策

仮置場内では、搬入された災害廃棄物が搬出されるまでの間、適切に保管を行う必要がある。災害廃棄物の環境への影響と環境保全対策の例は、次表のとおり。

表2 災害廃棄物の環境への影響と 環境保全対策の例 影響項目	環境影響	対策例
大気	- 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 - 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 - 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	- 定期的な散水の実施 - 保管、選別、処理装置への屋根の設置 - 周囲への飛散防止ネットの設置 - フレコンバッグでの保管 - 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 - 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 - 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 - 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 - 仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	- 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 - 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	- 低騒音・低振動の機械、重機の使用 - 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	災害廃棄物からの悪臭	- 腐敗性廃棄物の優先的な処理 - 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	- 敷地内に遮水シートを敷設 - 敷地内で発生する排水、雨水の処理 - 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料「技18-5 環境対策、モニタリング、火災防止策」

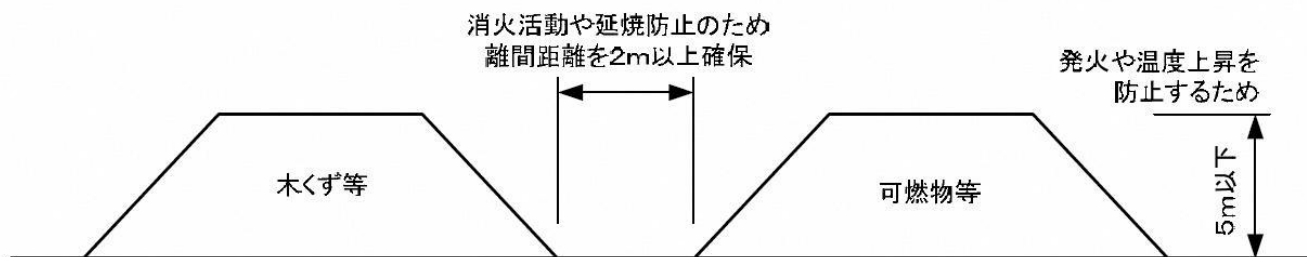
2 火災対策

仮置場での火災対策として、次のような点に留意する必要がある。

- ・仮置場内での火災防止対策として消火器を配備しておく
- ・可燃性廃棄物は山の設置面積を200㎡以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする
積上げ高さは極力低く保つとともに、搬出や切返し※を行いながら、積み上げたままの状態では長期放置しないように留意する必要がある。

※「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報抜粋）（平成23年9月，国立環境研究所）」によると、腐敗性廃棄物の場合、切返しを行うことで酸素が供給され逆に温度が上昇してしまうおそれがあるため、切返しは行わない

出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月，環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）



出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年3月，環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）

3 土壌汚染防止対策

仮置場の土地及び周辺の土壌汚染防止対策として表2に示すほか、以下のような点に留意する。

- ・災害廃棄物の保管等による影響を確認できるよう、仮置場の使用前の土壌をサンプリング（土壌調査）しておくことが望ましい。
- ・仮置場用地が未舗装の場合、砕石や敷鉄板の敷設、仮舗装等により、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- ・仮置場の土壌や周辺環境のモニタリングは可能な限り実施する。特に、家屋解体による廃棄物（建築廃材等）が搬入される場合、アスベストのモニタリングを確実に実施する。

4 事故防止対策

(1) 事故防止対策

仮置場内での事故防止のためには、次のような対応が必要。

【搬入者の事故防止のための対応】

- ・重機の稼働範囲をコーン及びロープで囲う等、立入禁止区域を明示する（重機の稼働エリア、作業員の配置・歩行エリア、搬入出車両の通行エリア、廃棄物の保管エリアを明確に区画する。）。
- ・原則、場内は一方通行とし、搬入車両がバックすることのないような動線とする（積み下ろし場所を間違えたり、積み下ろしできなかった品目がある場合の対応を検討する。）。

【作業員の事故防止のための対応】

- ・防塵マスク、保護メガネ、安全靴、手袋等、必要な装備・保護具等を備えておく。
(ガラス片等、先の尖ったものが搬入されるため、怪我・感染症対策は重要)
- ・仮置場内での作業マニュアルや安全教育用の資料を準備しておく。
- ・仮置場開設前や、日々の開場前に、作業員に対する安全教育を行う。
- ・仮置場内での作業時に安全確認を徹底する(作業員同士の声掛け等)。
- ・当日の終業後、ヒヤリ・ハット事例や、不安全行動等について、情報共有・確認等を行う。

(2) 作業員の健康管理

- ・休憩時間、昼休みを確保する。
- ・交代勤務制とする。熱中症警戒アラートが発表されている日は、特に休憩や交代勤務等に配慮する。
- ・こまめに休憩、水分、塩分をとる。
- ・作業員の体温管理(出勤前の検温、業務開始前の検温等)を徹底する。
- ・こまめに手洗い、消毒等を行う。

第4 仮置場の閉鎖

1 受入終了に関する広報

仮置場での災害廃棄物の受入終了にあたっては、住民やボランティア等に対し、事前に周知をしておく必要がある。

周知方法は、仮置場入口への掲示、広報誌やホームページ等を利用する。

主な周知事項は、以下のとおりです。

- ・閉鎖する仮置場(名称・所在地等、閉鎖する仮置場が特定できる情報)
- ・閉鎖日
- ・仮置場閉鎖後に住民が災害廃棄物を排出する方法(ごみ処理施設へ直接搬入する、事前申込をしたうえで個別回収する等)

2 仮置場の原状復旧

仮置場の閉鎖後は以下の点に留意し、原状復旧の対応を行う。

- ・仮置場の復旧は原状復旧が基本であるが、土地所有者と定めた返却時のルールがある場合は、それに基づき実施する。
- ・詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。
- ・土地所有者に対しては、必要に応じて、原状回復に係る計画説明会の開催や、完了時の返地立会等の機会を設ける。仮置場に隣接する土地の所有者にも配慮する。
- ・仮置場の造成時に埋設した災害廃棄物等がある場合は、掘り起こして適切に処理する。